

山口市新型インフルエンザ等 対策行動計画の概要

1. はじめに

- ・ 新型インフルエンザは毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは、抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生する。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。
- ・ 山口市新型インフルエンザ等対策行動計画は、新型インフルエンザ等対策の強化を図るため、平成25年4月に施行された、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第8条第1項の規定により、政府行動計画、県行動計画と整合性を確保しつつ、これまでの行動計画を見直し作成した。

2. 流行規模及び被害の想定

項目		山口市	岐阜県	全国
流行期間		約 8 週間		
患者（人口の25%）		約7,400人	約52万人	約3,200万人
受診者数		約3千人 ～約6千人	約20万人 ～約40万人	約1,300万人 ～約2,500万人
中等度※1 (致命率.053%)	入院患者 (1日当たり最大)	約120人 (約20人)	約8,600人 (約1,600人)	約53万人 (約10.1万人)
	死亡者数	約40人	約2,800人	約17万人
重度※2 (致命率2.0%)	入院患者 (1日当たり最大)	約460人 (約90人)	約32,500人 (約6,500人)	約200万人 (39.9万人)
	死亡者数	約150人	約10,400人	約64万人
従業員の欠勤率の想定		最大40%程度		

※1：アジアインフルエンザ並み

※2：スペインインフルエンザ並み

流行規模は、軽微なものから重篤なものまで様々な場合があり、上記の想定を超えるものもあり得ることも念頭に置く

3. 対策の目的

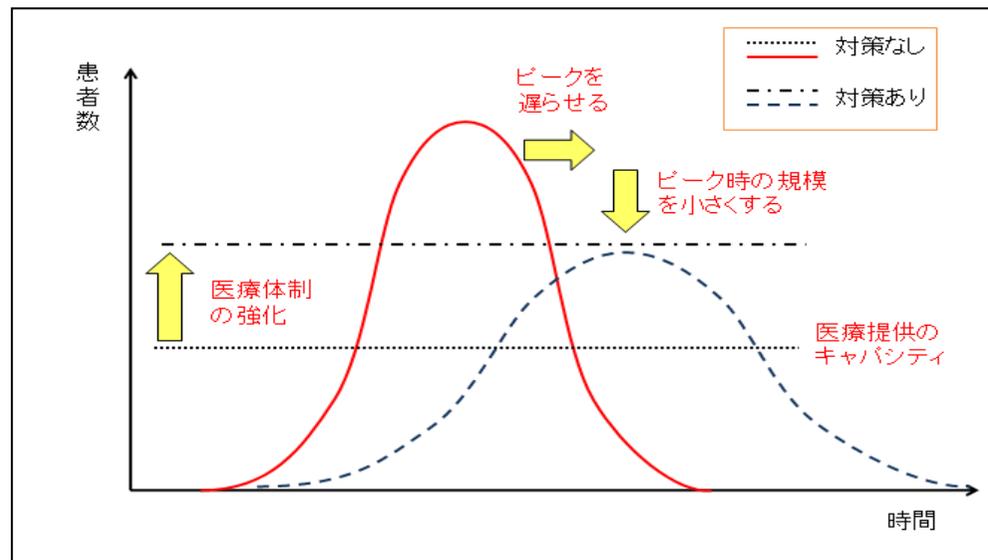
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ①感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ②流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ③適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小になるようにする

- ①地域での感染対策により、欠勤者の数を減らす。
- ②事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民の生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

【対策の効果、イメージ図】



4. 対策推進のための役割分担

行政	役割の概要
国	<p>【発生前】「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」等通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進する。</p> <p>【発生時】政府対策本部の下で「基本的対処方針」を決定し、対策を強力に推進する。</p>
県	<p>特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、市町村における対策実施を支援、調整する。</p> <p>【発生時】県対策本部を設置し、政府対策本部が示す基本的対処方針に基づき、全庁一体となった対策を強力に推進する。</p>
市	<p>【発生前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生に備えた情報共有、事前対策を全庁的に進める。 ・市民、事業者へ正確かつ迅速な情報提供 <p>【発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部を設置し、政府対策本部が示す基本的対処方針に基づき、対応方針を協議・決定する。 ・市民に対する住民接種 ・要援護者への支援 ・市民の生活支援 <p>上記支援を政府の基本対処方針に基づき、的確に対策を実施する。</p>

5. 発生段階

流行状態	発生段階	
	県・市行動計画	政府行動計画
新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期	未発生期
海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	県内未発生期	海外発生期
いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、岐阜県内では発生していない状態		国内発生早期
岐阜県内で新型インフルエンザ等の患者は発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県内発生早期	国内感染期
岐阜県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県内感染期	
新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期	小康期

6. 各発生段階に応じた主要6項目別の概要

	未発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> ○発生に備えた体制を整備する ○発生の早期確認に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ○発生の遅延と早期発見に努める ○発生に備えて体制の整備を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大を抑える ○適切な医療を提供する ○感染拡大に備えた体制の整備を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療体制を維持する ○健康被害を最小限に抑える ○市民生活及び経済への影響を最小限に抑える 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備える
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画の作成 ・関係機関との連携強化 ・発生に備えた情報共有・事前対策を進める 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部を設置し、対応方針を協議・検討・決定 			<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の廃止 ・対策の評価、見直し
②サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・受診者数の把握・学校サーベイランスの強化 			<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集 ・受診者数の把握 ・学校サーベイランスの再強化
③情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の提供体制の整備 ・相談窓口の設置の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる媒体・機関よりわかりやすく情報の提供・情報の共有 ・相談窓口の設置・市民への周知 			<ul style="list-style-type: none"> ・情報の提供体制の評価・見直し ・相談窓口の縮小

	未発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
④-1 予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 個人、地域、社会レベルでの感染対策の普及促進 渡航者への正確な情報提供及び注意喚起 				<ul style="list-style-type: none"> 渡航者への情報提供・注意喚起の見直し
④-2 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種・住民接種の実施体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 国の決定に従い、特定接種の実施 住民接種の実施 			<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えて住民接種の継続
⑤医療	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療体制の整備に協力 				<ul style="list-style-type: none"> 通常の医療体制に戻る
	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関に対する情報提供・共有体制整備 感染期における救急体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な受診行動の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 県の対策に協力 	<ul style="list-style-type: none"> 県の対策に協力 	
⑥市民生活及び市民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者の状況把握・支援方法の検討 火葬能力等の把握 物資・資材の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者への支援 職場における感染対策の準備 遺体安置施設の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者へ生活・経済が安定するよう適切な行動の要請 		<ul style="list-style-type: none"> 状況等を踏まえ、対策の縮小・中止
			<p>緊急事態宣言後</p> <ul style="list-style-type: none"> 水の安定供給 生活関連物資等の価格の安定 要援護者への生活支援 		

